

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2025/4/21 号 (No. 629)

=====

【ジェトロ北京事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ北京事務所知的財産権部主催によるウェビナー第1回知財セミナー（日本語）「反不正競争法を活用した商品の包装等の模倣対策」の開催案内がまいりましたので、お知らせします。

同ウェビナーは、5月22日（木）9:30～11:30（中国時間）に開催されるもので、広東敦和法律事務所の羅亜非弁護士及び鄭昕弁護士より、反不正競争法を活用した商品の包装等の模倣対策について紹介をさせていただく予定です。

以下より申し込みいただけますので、ぜひご参加をご検討いただければ幸いです。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20250522>

=====

○ 中央政府の動き

1. 国家市場監督管理総局、民間企業支援へ 37 項目 知財保護・公正競争を推進(中国政府網 2025 年 4 月 15 日)
2. 国家知的財産強国建設活動合同会議が第 2 回全体会議を開催 (国家知識産権網 2025 年 4 月 9 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 江蘇省、特許紛争解決に向けた技術調査官制度の活用を拡大 (国家知識産権網 2025 年 4 月 16 日)

【華南地域】

2. 海南省、知財保護強化で自由貿易港の競争力向上へ (中国知識産権資訊網 2025 年 4 月 16 日)
3. 広東省知識産権局、データ知的財産権登録の優良事例 10 選を発表(広東省市場監督管理局 Wechat 公式アカウント 2025 年 4 月 12 日)

【その他地域】

4. 新疆に国家レベル知財保護センター設立、新エネルギー産業を支援(中国知識産権資訊網 2025 年 4 月 12 日)

○ 司法関連の動き

1. 広東高級法院、大湾区法治融合の新計画発表 新興産業知財保護強化策を提案(中国保護知識産権網 2025 年 4 月 17 日)
2. 深セン国際仲裁院、知財仲裁の成果を公表 処理件数 1088 件(中国保護知識産権網 2025 年 4 月 14 日)

3. WIPO 事務局長が中国司法部を訪問 交流協力強化に関する覚書を締結(上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 4 月 11 日)
4. 無錫中級法院、昨年の知財訴訟 12 件で懲罰的賠償を適用 賠償総額は 1.39 億元(中国法院網 2025 年 4 月 10 日)
5. 最高人民法院、2025 年の指導的判例で知的財産権保護などに重点(中国保護知識産権網 2025 年 4 月 10 日)
6. 北京の裁判所、食品・薬品分野の知財犯罪実態を分析した白書を公表(中国知識産権資訊網 2025 年 4 月 9 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 農村食品の安全確保へ、全国で偽劣食品取締り強化(国家市場監管総局公式サイト 2025 年 4 月 17 日)
2. 国家市場監督管理総局がライブコマース事業者と座談会を開催(国家市場監管総局公式サイト 2025 年 4 月 17 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 湖北、特許産業化の優良事例 10 件を初選定 光電子・バイオ医薬など重点産業で成果(国家知識産権網 2025 年 4 月 11 日)
2. 中小企業によるイノベーションの活力が一段と高まる 高度製品の割合が拡大(中国政府網 2025 年 4 月 8 日)

○ 統計関連

1. 中国都市知財指数 2025 が発表 北京・深セン・上海がトップ 3 に(北京市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 4 月 17 日)
2. 広東、特許有効件数が 80 万件を突破 高価値特許は全体の 46.4%(国家知識産権網 2025 年 4 月 16 日)

○ その他知財関連

1. 2025 年知的財産権紛争解決フォーラムが重慶で開催(中国保護知識産権網 2025 年 4 月 14 日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含みます。

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家市場監督管理総局、民間企業支援へ 37 項目 知財保護・公正競争を推進★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は「民間企業座談会」の精神を貫徹・実行するための重点施策リスト」（以下、「リスト」）を発表し、37 項目の重点施策を打ち出した。

規制強化の面では、「知的財産権保護」特別取締行動や、第 3 回「企業の営業秘密保護能力向上サービス月」キャンペーンを実施し、民間企業および企業家の合法的権益を法に基づいて確実に保護する方針が示された。

障壁の撤廃と公正競争の推進においては、「公正競争審査条例実施細則」の徹底を進め、すべての市場主体が平等に競争できる環境を整えるとともに、行政権限の乱用による競争排除・制限を是正する特別行動、生活関連分野における独占禁止法の執行強化、公正競争審査の抽出検査、さらには重点的な独占案件の調査・処理を着実に進めることで、生産要素の法的・平等な利用や市場競争への公平な参加を妨げるあらゆる障壁の打破を目指すとしている。

(出典：中国政府網 2025 年 4 月 15 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202504/content_7018726.htm

★★★2. 国家知的財産強国建設活動合同会議が第 2 回全体会議を開催 ★★★

国家知的財産強国建設活動に関する部局間合同会議（以下「合同会議」）の第 2 回全体会議がこのほど北京で開催された。会議には召集人および各メンバーが出席し、これまでの成果と経験を振り返りつつ、現状の課題を分析し、次の段階に向けた重点業務を配置した。

会議では、今年の知的財産強国建設に向けた重点任務が示された。第一に、知的財産「十五五（第 15 次五カ年計画）」の共同策定を進め、知的財産強国建設を着実に推進することが挙げられた。第二に、知的財産分野の改革を一体的に推進し、管理効率の向上を図る。第三に、知的財産の運用を強化し、特許転化運用特別行動の目標達成を確保するとともに、各種知的財産の活用効果を継続的に向上させることを目指す。第四に、高水準な知的財産保護を推進し、「大保護」体制の整備を進める。第五に、知的財産の高品質サービスの共同構築を通じ、各種イノベーション主体および経営主体の多様化するニーズに対応する。第六に、知的財産分野における国際協力を深化させ、高水準の対外開放をより効果的に支援する。

さらに、会議では「2025 年知的財産権強国建設推進計画」が審議され、採択された。

(出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 9 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/9/art_53_198683.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 江蘇省、特許紛争解決に向けた技術調査官制度の活用を拡大 ★★★

4 月 9 日、江蘇省知識産権局、省高級人民法院（高裁）、国家知識産権局（CNIPA）特許審査協力江蘇センターは共同で、特許紛争における技術調査官制度の活用拡大に向けたセミナーを開催した。行政裁定と司法実務の両面で同制度を深化させ、全省をカバーする知財保護の専門技術支援メカニズ

ムの構築を目指す方針が確認された。

会議では、技術調査官の職務範囲や中立性の確保、インセンティブ設計など具体的な課題について意見交換が行われ、特に次の三点が重点施策として挙げられた。第一に、部門間連携を強化し、行政と司法の協調を図ること。第二に、全省統一の技術調査調整メカニズムを確立し、リソース配分の効率化を進めること。第三に、複雑な技術事件に対応可能な末端執行部門の能力向上を図ることである。

今後、三機関はさらなる連携を深め、技術調査官制度の運用ノウハウを共有する計画である。これにより、先端技術を巡る紛争の迅速解決を促進するとともに、イノベーション企業のニーズに応える高度な知財保護環境の整備を推進する構えである。

(出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 16 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/16/art_57_198921.html

【華南地域】

★★★2. 海南省、知財保護強化で自由貿易港の競争力向上へ ★★★

海南省政府はこのほど、「海南省ビジネス環境最適化重点施策（2025 年版）」を発表した。海南自由貿易港の整備を背景に、市場改革の深化とイノベーション推進を軸とし、10 の側面から計 60 項目の具体策を提示している。特に注目されるのは、知的財産保護の強化が主要施策の一つとして明確に位置付けられた点である。

新たな施策では、知的財産保護システムの全面的な強化が図られる。具体的には、科学技術分野の革新成果や商標権の保護を一層強化するとともに、地理的表示（GI）の保護に向けた司法ガイドラインの策定を進める。また、種苗資源に関連する知的財産侵害行為への厳格な取り締まりを行い、重大な科学技術関連事件の審理体制も整備する方針である。

さらに、知財侵害に対する懲罰的賠償制度の充実や、知財裁判の「三審合一」改革の推進を掲げている。広東や広西など近隣地域との連携を強化し、地域を越えた合同捜査体制を構築することにも注力する。特許権侵害紛争の行政裁定プロセスの効率化や、人工知能（AI）を含む新興技術分野の知財保護体制の整備も、施策の柱となっている。

これらの取り組みを通じて、海南省は自由貿易港としての競争力をさらに高め、持続可能な経済成長を実現する狙いである。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 4 月 16 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142042

★★★3. 広東省知識産権局、データ知的財産権登録の優良事例 10 選を発表 ★★★

広東省市場监督管理局（知財局）は、データ知的財産権のパイロット事業を推進する中で、制度構築から証拠保存登録、流通・取引、権利保護、価値実現までを総合的に整備している。特に革新性が高く社会的、経済的効果が顕著で、他地域への展開が可能なデータ知的財産権の登録を奨励してきた。同局がこのほど、2024 年度データ知的財産権十大典型的事例を発表した。

選定された事例は微生物ターゲットシーケンシング、農産物価格インデックス、行政サービス最適化、機械学習モデル訓練、成長型中小企業発掘、データ登録意向調査など、多様な分野をカバーして

いる。これらのデータは業務効率化や行政サービスの智能化、省エネルギー・環境対策、香港と広東のデータ融合促進といった面で高い実用的価値を有すると見られる。すでに一部のデータ知財はライセンス契約が締結され、実際のビジネス現場での活用が始まっている。

広東は今回の事例発表を通じ、データ知的財産権の適切な保護と活用モデルを提示し、今後もデータ要素市場の健全な発展を後押ししていく方針だ。

(出典：広東省市場监督管理局 Wechat 公式アカウント 2025 年 4 月 12 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/qAttBY7uc812-Yjo629WGw>

【その他地域】

★★★4. 新疆に国家レベル知財保護センター設立、新エネルギー産業を支援★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、新疆ウイグル自治区における国家レベル知的財産権保護センターの設立を承認した。同センターは、新エネルギー産業と高度製造産業を対象に、迅速かつ協調的な知的財産権保護を展開する予定である。これにより、全国 29 の省・自治区・直轄市に 77 ヶ所の国家レベル知的財産権保護センターが設置され、このうち 23 ヶ所は省レベルの機関となる。

新疆保護センターは、クラマイ保護センターと連携し、「ワンストップ」総合サービスプラットフォームの資源集積効果を最大限に発揮する方針である。これにより、イノベーション連鎖と産業連鎖の融合を支援し、優れたイノベーション環境とビジネス環境を整備することを目指す。また、新疆の伝統的産業のモデル転換と高度化を推進し、新たな質の高い生産力の育成を支援する構えである。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 4 月 12 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141990

○ 司法関連の動き

★★★1. 広東高級法院、大湾区法治融合の新計画発表 新興産業知財保護強化策を提案★★★

広東省高級人民法院（高裁）が「粵港澳グレーターベイエリア（大湾区）建設に関する第 3 次三年間行動計画（2025-2027 年）」を発表した（以下、「計画」）。これは、2020 年 1 月および 2022 年 12 月に発表された二つの行動計画に続くもので、広東高級法院がグレーターベイエリアにおける法治融合発展の推進に向けた新たな取り組みを示したものだ。

2019 年から 2024 年の間に、広東法院は合計で 11.1 万件の香港とマカオに関連する事件を審理した。これは全国の総数の約 2/3 に相当する。そのうち、香港に関連する事件は 9.5 万件、マカオに関連する事件は 1.6 万件であった。

「計画」は、ビジネス環境の最適化、司法ルールの調整、裁判制度の革新、司法協力と交流の 4 つの側面に焦点を当て、23 項目の重点課題を定め、さらに新興産業の知的財産権保護ルールの整備、金融裁判制度の革新、香港・マカオとの訴訟サービス連携の強化など 70 項目の具体的な措置を打ち出している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 4 月 17 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202504/1991260.html>

★★★2. 深セン国際仲裁院、知財仲裁の成果を公表 処理件数 1088 件★★★

広東省深セン市にある深セン国際仲裁院がこのほど「中国（深セン）知的財産権仲裁センター業務報告」を公表した。この報告によると、2024 年 12 月 31 日までに同仲裁センターが取り扱った知的財産権関連の案件数は 1088 件、総争議金額は 24 億元を超える。うち、954 件の案件が解決済みで、終結率は 87.7%に達している。

深セン仲裁センターは、知的財産権争議の解決において、より柔軟な仲裁を実現するため、200 社以上のハイテク企業と「知的財産権争議解決信用承諾書」を締結した。また、「スマート仲裁システム」の活用や手続きの最適化を通じて、案件の平均処理期間を 123 日に短縮し、最短で 55 日間での解決も可能とした。さらに、深セン市の各区政府と連携して仲裁費用の支援政策を打ち出し、市场主体に対し便利で的確な仲裁サービスを提供している。

今年 3 月から施行された「深セン国際仲裁院特許争議仲裁手続指針」にも注目が集まっている。この指針では、新たに標準必要特許（SEP）ライセンス紛争などの類型を追加し、裁判前会議（弁論準備手続き）や証拠調査命令制度の活用、「専門家証人+技術検証」という二重証拠調査システムの構築、仲裁における仮処分制度の創設、さらには仲裁廷による特許有効性の審査を許可するなど、複数の革新的な取り組みが盛り込まれている。

深センは中国のイノベーション拠点として知財保護の重要性が高まっており、同センターの取り組みは迅速な紛争解決に向けた新たなモデルケースとして注目されている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 4 月 14 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202504/1991187.html>

★★★3. WIPO 事務局長が中国司法部を訪問 交流協力強化に関する覚書を締結★★★

先日、世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長が中国司法部を訪問し、賀榮司法部長と会談した。両者は「中華人民共和国司法部と世界知的所有権機関との交流・協力強化に関する覚書」に署名し、共通関心事項について実務的な意見交換を行った。

この覚書に基づき、双方は知的財産権紛争解決における仲裁・調停サービスの重要性について協議した上で、WIPO 仲裁・調停上海センターを通じ、中国国内での仲裁・調停サービスの活用拡大を図る方針を確認した。

賀部長は、中国の法整備の進展や司法部による知財保護強化の取り組みを紹介した。また、WIPO との対話をさらに深化させ、知財保護関連法規の整備や涉外知財紛争解決体制の最適化、人材育成などで実務協力を推進し、国際的な知的財産ガバナンスの公平で合理的な発展に貢献する意向を示した。

タン事務局長は、中国の法整備と知的財産保護の成果を高く評価し、司法部の WIPO への支援に謝意を表明した後、今後の協力範囲の拡大と深化に期待すると述べた。

(出典：上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 4 月 11 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/P8-GFicdyU0r9dbkx1TuGg>

★★★4. 無錫中級法院、昨年の知財訴訟 12 件で懲罰的賠償を適用 賠償総額は 1.39 億元★★★

近年、江蘇省無錫市中級人民法院（地裁）は、「新たな質の生産力」の育成を司法の側面から支えるべく、知的財産権の厳格・広範・迅速・平等な保護体制を構築している。証拠提供命令や仮処分、先行判決の活用、技術調査官の導入などを積極的に進め、悪質な侵害行為には厳正に対処している。

2024 年には、知財訴訟 12 件で懲罰的賠償を適用し、賠償総額は 1.39 億元に達した。特許の濫用的訴訟への対応も強化され、ある企業は悪質な訴訟に対して反訴を提起し、わずか 42 日で勝訴を収め、北京証券取引所への再上場を果たした。成長型中小企業である盛景微電子は特許侵害訴訟の調停成立後、9.61 億元の資金調達に成功し、上場を実現した。

また、「1+5+N」体制を基盤とした知財審理体制を整備し、企業からの意見収集を踏まえて 10 項目の司法支援措置を制度化するなど、支援策の強化を図っている。さらに、半導体産業向けの司法サービスを強化し、法治を基盤とした良好なビジネス環境の整備に貢献している。

(出典：中国法院網 2025 年 4 月 10 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/04/id/8783514.shtml>

★★★5. 最高人民法院、2025 年の指導的判例で知的財産権保護などに重点★★★

最高人民法院（最高裁判所）は 4 月 7 日、記者会見を開き、裁判の指針となる指導的判例の運用状況と 2025 年度の重点方針について説明した。

最高人民法院研究室の周加海主任によると、2011 年 12 月に第 1 弾の指導的判例を公表して以来、これまでに 45 回にわたり計 256 件を発表している。事件の類型別では、民事事件が 150 件（58.6%）で最も多く、次いで刑事事件 42 件（16.4%）、行政事件 32 件（12.5%）、国家賠償事件 11 件（4.3%）、執行事件 21 件（8.2%）と続く。10 年以上にわたり指導的判例の数を着実に増やし、その裁判基準としての役割はますます重要性を増し、社会に与える影響も大きくなっている。

近年、特定の法的問題に焦点を当てるため、テーマ別に判例を公表する方式が採用されている。2025 年度の重点取り組みとしては、データ権利保護や知的財産権保護に関する問題のほか、刑事、民事、行政分野で顕在化している課題に対応した指導的判例の公表が挙げられる。新興分野における法的問題への対応をさらに強化し、社会の発展に伴う新たな法的ニーズに適切に応える方針であるとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 4 月 10 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202504/1991133.html>

★★★6. 北京の裁判所、食品・薬品分野の知財犯罪実態を分析した白書を公表★★★

北京市朝陽区人民法院（地裁）はこのほど、食品・薬品分野における犯罪の実態を総括した白書を公表した。2019 年から 2024 年にかけて同法院が扱った同分野の知的財産権関連犯罪事件の特徴、審理状況、及び今後の対策について詳細を明らかにした。

白書によれば、この 6 年間に同裁判所が審理を終えた食品・薬品関連犯罪事件は合計 108 件に達

し、そのうち知財侵害事件は 32 件で全体の約 3 割を占める。

同法院の責任者は「近年、この種の犯罪は複雑化、巧妙化、そして組織化が進んでいる」と指摘する。犯罪グループは原材料の供給、製造、物流、販売までの各段階で役割分担を徹底し、広域的に活動を展開するケースが増加している。また、技術的手法を駆使して監視や捜査を逃れようとする傾向が強まり、犯罪はますます高度化しているという。

こうした状況を踏まえ、同裁判所は多角的な対策を講じている。裁判官の能力向上を目指した研修の強化、裁判基準の統一、新型犯罪モデルの分析、人民陪審員制度の活用などがその柱である。特に再犯防止策として、刑期終了後一定期間、関連業種への従事を禁止する職業禁止令の活用が拡大している。この措置は、犯行に用いられた技術や流通ルートの再利用を防ぐためのものであり、再発防止に向けた重要な取り組みとなっている。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 4 月 9 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141975

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 農村食品の安全確保へ、全国で偽劣食品取締り強化★★★

国家市場監督管理総局（SAMR）は近日、全国の市場監督当局に対し、農村地域の偽造・劣悪食品に対する特別取締り行動を展開するよう指示した。この取締りでは、集中的な摘発活動を実施し、違法行為を厳しく処罰することで、農村の食品安全と消費環境の浄化に注力し、国民の飲食安全を確実に保障することを目指している。

全国の市場監督部門は、重点地域、重点分野、重点品目を対象に監視検査を強化し、農村食品の特別抽出検査を実施する。また、知識の普及活動にも力を入れ、農村地域での偽造・劣悪食品に対する特別取締りをさらに推進する方針である。発見された偽造・劣悪食品については、流通ルートや供給元を徹底的に追跡調査し、違法な生産源や販売網を徹底的に排除するとともに、違法行為を厳罰に処す方針である。

SAMR は、一般市民やメディアに対し、社会的監視や世論監視を強化するよう呼びかけている。また、全国 12315 プラットフォームや 12315 ホットラインを通じて、消費者から農村地域の偽造・劣悪食品に関する問題情報を提供することを奨励している。この取締りを通じて、食品安全に対する社会全体の意識を高め、消費者が安心して食品を購入・消費できる環境を整備することを目指している。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025 年 4 月 17 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_2d077fb509fd452a84b7e4390d72af9b.html

★★★2. 国家市場監督管理総局がライブコマース事業者と座談会を開催★★★

4 月 17 日、中国国家市場監督管理総局はライブコマース事業者との座談会を開催し、業界の健全な発展に向けた意見交換を行った。総局の羅文局長が出席し、プラットフォーム内の出店者、サービス機関、インフルエンサー代表らと意見を交わし、現場の課題や要望を聞き取った。

近年、中国ではライブコマース業界は急速に発展し、消費の拡大や起業・雇用の促進に寄与する一方で、偽造品や粗悪品の流通といった問題も深刻化している。

今後、市場監督当局は違法行為への取り締まりを強化するとともに、公正な競争環境の維持と製品品質の向上を図り、消費者の満足度向上を目指す。あわせて、長期的な監視体制の整備を進め、「ライブコマース監督管理弁法」の制定により、関係各方面の責任を明確化し、業界の規範的かつ持続的な発展を後押しする方針である。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2025 年 4 月 17 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_7324a04ed7614d9da5081b83782892f8.html

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 湖北、特許産業化の優良事例 10 件を初選定 光電子・バイオ医薬など重点産業で成果★★★★★

湖北省知識産権局は研究開発から実用化までの効率向上を図り、特許の産業化推進における優良事例 10 件を初めて選定し、全省で成功事例の普及を開始した。

10 件の優良事例は、光電子技術、バイオ医薬、高度製造、現代農業などの重点産業から選ばれ、産学連携の強化、自主的イノベーションによる技術障壁の突破、海外先進技術の導入、特許転化の加速、サプライチェーン資源の統合、重点企業の市場開拓支援などの取り組みが評価された。これらの取り組みにより、特許の実用化が促進され、企業に大きな経済効果をもたらすとともに、社会的利益の創出にもつながっている。

今回の事例選定は「湖北省特許転化活用特別行動实施方案（2024-2026 年）」の要求に沿ったもの。湖北省は今後、優良事例のモデルケースとしての役割を活用し、研究成果の実用化スピードを加速させ、全省の特許活用レベルのさらなる向上を目指す方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 11 日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/11/art_57_198749.html

★★★2. 中小企業によるイノベーションの活力が一段と高まる 高度製品の割合が拡大★★★★

今年に入ってから以来、中国の中小企業は、安定した経済活動を維持しながら、着実に成長している。年初 2 か月間で、規模以上（年間売上高が 2000 万元）工業中小企業の付加価値は前年同期比 7.5% 増となり、多くの中小企業が高付加価値化やスマート化へと加速的に転換しており、「新たな質の生産力」の重要な担い手となりつつある。

中小企業は今や貿易の「主力軍」となっており、高度・精密・先端製品の割合もさらに高まっている。例えば、上海のある「小巨人」企業は、磁気浮上技術を生産ラインに応用することで、大型設備の精密制御を実現し、生産効率を 3 倍に向上させた。

最新のデータによれば、中国では現在、科学技術・イノベーション型の中小企業が 60 万社を超え、「専精特新」中小企業は 14.1 万社に達している。「小巨人」企業の平均研究開発投資比率は売上高の 7% に上り、中小企業による有効特許の事業化率は 5 割を超え、2 年連続で上昇している。

今後、中国は「全国中小企業サービス月」や「百のイベント・万の企業」マッチングイベント、中小企業と大学の連携促進事業などを展開し、中小企業の成長をさらに支援していく方針である。

(出典：中国政府網 2025 年 4 月 8 日)

https://www.gov.cn/yaowen/shipin/202504/content_7017610.htm

○ 統計関連

★★★1. 中国都市知財指数 2025 が発表 北京・深セン・上海がトップ 3 に★★★

4 月 16 日、中国知的財産指数研究グループは北京で「中国都市知的財産指数報告 2025」を発表した。2025 年における中国都市の知的財産総合指数ランキング上位 10 都市は、北京、深セン、上海、杭州、広州、南京、武漢、合肥、寧波、青島の順となった。

本報告書は、同研究グループが国内外の法学、経済学、知的財産分野の専門家と協力し、調査や検証、信頼性の高い統計データを基に作成したものである。

地域別では、知財総合指数の得点は華南、華東、華北、華中、西南、東北、西北の順で高くなっている。都市別に見ると、北京、深セン、上海の 3 都市がトップ 3 を占めており、北京の総合指数得点は 0.7739 で、都市平均の 2 倍に達している。深センは 0.6432、上海は 0.5512 となっている。

また、北京は知的財産の産出能力とその転換効率の両面で全国首位を維持しており、サブ指標でも知的財産の産出水準（0.2577）および流動水準（0.2609）がいずれも 1 位となっている。

(出典：北京市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 4 月 17 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/1Hsya-D8A1D2INvJsEXiyA>

★★★2. 広東、特許有効件数が 80 万件を突破 高価値特許は全体の 46.4%★★★

広東省の有効特許件数が 80 万件を突破し、80.8 万件に達した。4 月 11 日、広東省市場監督管理局関係者が明らかにした。

データによれば、広東の有効特許件数は全国をリードし続けており、特許の質も全国平均を上回っている。2 月末時点で有効特許件数は 80 万件を超え、昨年末時点では高価値特許の保有件数が 36.77 万件に達し、全体の 46.4%を占めている。これは全国平均よりも 4.8 ポイント高い。

また、企業がイノベーションの主役であることが一層明確になっており、「専精特新」中小企業による特許保有件数の増加も際立つ。2 月末時点で、広東の企業 9 万 200 社が計 70.32 万件の特許を保有しており、これは全体の 86.98%に相当する。特に「専精特新」中小企業の有効特許件数は前年同期比で 26.81%増加した。

広東ではまた、高品質な発明が高い経済価値を生むという好循環も見られる。2024 年には、特許の実施許諾件数が 6874 件、譲渡件数が 2 万 9647 件に達し、特許権の質権登録金額は 1387.07 億元に上った。

(出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 16 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/16/art_55_198906.html

○ その他知財関連

★★★1. 2025 年知的財産権紛争解決フォーラムが重慶で開催★★★

4月9日、中国・重慶市において「2025 知的財産紛争解決フォーラム」が開催された。フォーラムでは、中国初となる知的財産仲裁に特化した画期的な研究報告書「中国国際知的財産仲裁年次報告書（2024）」（以下「年次報告書」）が発表された。

年次報告書は、「国内外の知的財産仲裁の新動向」「知的財産紛争の仲裁適格性」「国内外の知的財産仲裁案件の概況」「重点業界における知的財産仲裁事例分析」「デジタル産業の知的財産仲裁事例分析」の5章で構成される。理論研究と実証分析を組み合わせた手法で、国内外の最新の仲裁理論、立法・政策動向、業界の実践を整理し、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が扱った典型的な知的財産仲裁案件を集約した。

本フォーラムは、CIETAC、重慶市高級人民法院、重慶市司法局、重慶市貿易促進会が共催し、政府関係者、裁判官、仲裁人、企業法務担当者、弁護士、大学関係者ら約 200 名が参加した。知的財産保護の国際的な枠組みやデジタル時代の新たな課題について、活発な議論が交わされた。

中国における知的財産権保護の高度化を背景に、仲裁を活用した効率的な紛争解決への関心が高まっている。年次報告書は今後の政策や企業戦略の指針となることが期待される。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 4 月 14 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202504/1991186.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved